

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

路線名	赤浜小川線
供用開始の区間	大里郡寄居町大字牟礼字新井一三九番地先から 同郡同町大字牟礼字古谷九三番一地先まで
供用開始の期日	令和七年九月十二日
備考	令和二年六月五日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三六六・三三メートル